

茨城県報

第 7 1 0 7 号

昭和58年 1 月 13 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●昭和57年度茨城県准看護婦(士)試験(医務課)	1
●保安林指定の解除(2件)(林業課)	3
●新規土地改良事業の審査(14件)(農地管理課)	3
●新規土地改良事業の認可(10件)(")	8
●換地計画の適当決定(2件)(")	10
●土地改良法に基づく換地処分(")	11
●道路の区域変更(道路維持課)	11
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	12
●都市計画の変更(3件)(")	12

(選挙管理委員会)

●昭和58年茨城県選挙管理委員会第1回定例会の招集	13
---------------------------------	----

公 告

●昭和57年度蚕種取扱者免許試験の実施(蚕糸課)	14
●昭和57年度蚕業技術員免許試験の実施(")	14

正 誤

●昭和57年12月9日付け茨城県報号外第257号中	14
---------------------------------	----

告 示

茨城県告示第15号

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護婦(士)試験を次のとおり実施する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和57年度茨城県准看護婦(士)試験実施要綱

- 1 試 験 期 日 昭和58年3月6日(日)午前9時30分から午後2時20分まで
- 2 試 験 場 所 大成女子高等学校
水戸市五軒町3丁目2-61
- 3 試 験 方 法 学科試験(問題は五枝択一式とし、マークシートにより解答する。)
- 4 試 験 科 目

保健婦助産婦看護婦法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条の規定に掲げる科目(准看

護士については「産婦人科疾患および看護法」を除く。)

5 受 験 資 格 保健婦助産婦看護婦法第22条の各号の一に該当する者。

6 提 出 書 類

(1) 受験願書及び履歴書

(2) 受験資格を証する書類

ア 学校、養成所の修業証明書又は卒業証明書

イ 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たものは受験資格認定書の写し

ウ 学校、養成所を昭和58年3月卒業見込者にあつては修業見込証明書又は卒業見込証明書
なお、その者が、昭和58年3月12日(土)正午までに修業証明書又は卒業証明書を茨城県衛生部医務課あて提出がないときは、当該試験は無効扱いとする。

(3) 写 真

受験申込前6ヵ月以内に上半身を正面向、脱帽で撮影したたて6cm、よこ4cmの写真を准看護婦(士)試験願書に貼付すること。

(4) 戸 籍 抄 本

7 受 験 手 数 料 2,000円

2,000円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付する。(ただし、県外の出願者は現金書留で送付してもよい。)

8 受験願書の受付期間

(1) 受 付 日 時 昭和58年1月25日(火)から1月27日(木)午前9時から午後4時まで

(2) 郵 送 の 場 合 昭和58年1月27日(木)までの消印のあるものは有効とする。

9 受験願書の受付場所

(1) 持 参 の 場 合 茨城県庁本庁舎地下第1会議室

(2) 郵 送 の 場 合 〒310 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県衛生部医務課あて

10 受験票の交付

受験願書受理後、後日受験票を本人又は学校長(養成所長)を経由して交付する。

11 合格者の発表

昭和58年3月15日(火)茨城県衛生部医務課前に掲示するほか、合格者には合格証書を交付する。

12 そ の 他

この試験について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

茨城県衛生部医務課看護担当

電話 0292 (2) 8111 内線 3114

茨城県告示第16号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9484の 4, 神栖町大字奥野谷字浜野6243の 2
 - 2 指定された目的 飛砂の防備
 - 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
-

茨城県告示第17号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡神栖町大字奥野谷字浜野6243の 3
 - 2 指定された目的 飛砂の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
-

茨城県告示第18号

小場江堰土地改良区が行おうとする金上地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
小場江堰土地改良区定款の写し
金上地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
 - 3 縦 覧 の 場 所 勝田市役所
-

茨城県告示第19号

常北町東部土地改良区が行おうとする石塚小松地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

常北町東部土地改良区定款の写し

石塚小松地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで**3 縦 覧 の 場 所** 常北町役場**茨城県告示第20号**

美野里町長外之内光男から昭和57年10月28日付けで認可申請のあつた竹原地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

竹原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで**3 縦 覧 の 場 所** 美野里町役場**茨城県告示第21号**

七会村長阿久津憲一から昭和57年11月 8 日付けで認可申請のあつた京内畑地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

京内畑地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで**3 縦 覧 の 場 所** 七会村役場

茨城県告示第22号

東茨城郡御前山村大字長倉1487番地川崎博ほか14名から昭和57年 9 月 3 日付けで認可申請のあつた黒田地区土地改良事業（共同施行）は、 適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 黒田地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 黒田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで

3 縦 覧 の 場 所 御前山村役場

茨城県告示第23号

那珂郡那珂町大字八田1055増子東一ほか13名から昭和57年11月22日付けで認可申請のあつた八田地区土地改良事業（共同施行）は、 適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 八田地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 八田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで

3 縦 覧 の 場 所 大宮町役場

茨城県告示第24号

豊田新利根土地改良区が行おうとする大留第 2 地区土地改良事業については、 適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

大留第 2 地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所、藤代町役場
-

茨城県告示第25号

豊田新利根土地改良区が行おうとする丸田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
丸田地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 河内村役場
-

茨城県告示第26号

豊田新利根土地改良区が行おうとする北方地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
北方地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所
-

茨城県告示第27号

出島村長坂本重道から昭和57年10月15日付けで認可申請のあつた外葉地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
外葉地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 出島村役場
-

茨城県告示第28号

出島村長坂本重道から昭和57年10月25日付けで認可申請のあつた志土庫西部地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
志土庫西部地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 出島村役場
-

茨城県告示第29号

筑波郡伊奈村大字谷口 411 番地 1 岡田平ほか 7 名から昭和58年 1 月17日付けで認可申請のあつた奉社下谷口地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
(ア) 奉社下谷口地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 奉社下谷口地区土地改良事業計画書の写し
2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで
3 縦 覧 の 場 所 伊奈村役場
-

茨城県告示第30号

源法寺土地改良区が行おうとする源法寺地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

源法寺土地改良区定款の写し

源法寺地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで

3 縦 覧 の 場 所 真壁町役場

~~~~~  
茨城県告示第31号

真壁郡大和村大字本木1432の 2 佐谷佳雄ほか11名から昭和57年11月10日付けで認可申請のあつた立石第 2 地区土地改良事業（共同施行）は、 適当と決定したので、 土地改良法（昭和24年法律第195号） 第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

(ア) 立石第 2 地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 立石第 2 地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 7 日まで

## 3 縦 覧 の 場 所 大和村役場

~~~~~  
茨城県告示第32号

昭和57年 7 月29日付けで茨城白河農業協同組合長郡司義雄から認可申請のあつた白河(助川第 1) 地区土地改良事業については、 土地改良法（昭和24年法律第 195 号） 第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和57年12月23日認可したので、 同法第95条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~  
茨城県告示第33号

昭和57年 9 月22日付けで東茨城郡常北町大字上入野2450番地五位平一ほか32名から認可申請のあつた関根地区土地改良事業については、 土地改良法（昭和24年法律第 195 号） 第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和57年12月24日認可したので、 同法第95条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第34号

昭和57年7月26日付けで里美村長佐川治平から認可申請のあつた河原野地区土地改良事業については、昭和57年12月24日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第35号

昭和57年7月26日付けで里美村長佐川治平から認可申請のあつた細田西地区土地改良事業については、昭和57年12月24日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第36号

昭和57年9月30日付けで行方郡北浦村大字次木570番地郡司義次ほか11名から認可申請のあつた次木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和57年12月24日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第37号

昭和57年8月16日付けで江戸崎町長根本清蔵から認可申請のあつた小角第2地区土地改良事業については、昭和57年12月24日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第38号

昭和57年8月30日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から申請のあつた徳持地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和57年12月24日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第39号

昭和57年 7 月28日付けで総和町長青木保夫から認可申請のあつた古内地区土地改良事業については、昭和57年12月24日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したので、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第40号

昭和57年10月 4 日付けで北茨城市長柴田章から認可申請のあつた背踏地区土地改良事業については、昭和57年12月24日付けで土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したので、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第41号

昭和57年11月22日付けで田谷川土地改良区から申請のあつた大田地区土地改良事業の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和57年12月25日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第42号

昭和57年11月11日付けで認可申請のあつた大山地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 1 月17日から昭和58年 2 月 5 日まで

3 縦 覧 の 場 所 美浦村役場

茨城県告示第43号

昭和57年12月4日付けで認可申請のあつた下青山地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年1月20日から昭和58年2月10日まで

3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所、常北町役場

茨城県告示第44号

昭和57年6月8日付け農管指令第330号をもつて認可した鷺沼地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 高萩友部線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字伊師 字加幸沢3781番地先から	旧	最大 10.70 最小 3.60	409.00	
多賀郡十王町大字伊師 字加幸沢3718番13地先まで	新	最大 10.70 最小 3.60 最大 27.50 最小 5.00	409.00 375.00	道路改良工事による 区域変更

茨城県告示第46号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により滑川浜土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 滑川浜土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年6月30日から昭和59年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市滑川町字東オボ内、字清水、字下所沢、字中所沢の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番地1号
日立市役所内
- 5 設立認可の年月日
昭和52年6月30日
- 6 変更の主な内容 事業施行期間の変更、資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日
昭和58年1月13日

茨城県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎牛久都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年1月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 第3・3・001号 北竜台2号公園
竜ヶ崎市若柴町字庚申塚
 - 第3・3・002号 北竜台3号公園
竜ヶ崎市若柴町字庚申塚、字鳥喰
 - 第3・3・003号 北竜台4号公園
竜ヶ崎市別所町字行部内、字宮脇
 - 第4・4・001号 北竜台公園
竜ヶ崎市若柴町字下原田、南中島町原田、馴馬町貳区
 - 第4・4・002号 竜ヶ岡公園
竜ヶ崎市貝原塚町字清水、字前清水、字中里、字塚下、字屋敷、字谷ツ頭
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により下館結城都市計画公園を変更したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

9・6・001 県西総合公園

都市計画を追加する土地の区域

下館市大字茂田字畑屋敷、字原山、字南原の各一部

〃 大字深見字館野の一部

〃 大字大塚字一本木の一部

〃 大字徳持字妙原の一部

協和町大字横塚字申合、字14番耕地の各一部

明野町大字村田字妙原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により水戸勝田都市計画公園を変更したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

水戸市千波町字東久保

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第 1 号

昭和58年茨城県選挙管理委員会第 1 回定例会を次のとおり招集する。

昭和58年 1 月13日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

1 日 時 昭和58年 1 月17日 午前10時

2 場 所 茨城県議会知事控室

3 議 題

- (1) 政治団体の設立届出等の状況について
- (2) そ の 他

公 告

●昭和57年度蚕種取扱者免許試験の実施

蚕種の取扱，運搬，保護等の規正に関する条例（昭和30年茨城県条例第33号）及び同条例施行規則（昭和30年茨城県規則第57号）第2条の規定により，昭和57年度蚕種取扱者免許試験を次のとおり実施する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 日 時 昭和58年 3 月18日（金）午前 9 時から
- 2 場 所 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 6 号
農林水産会館内，茨城県養蚕農業協同組合連合会会議室
- 3 試 験 の 科 目 養蚕学，蚕種学，蚕体病理学，蚕体解剖生理学，蚕糸業法及び口述試験

●昭和57年度蚕業技術員免許試験の実施

茨城県蚕業技術員免許条例（昭和25年茨城県条例第33号）第8条及び第9条の規定により，昭和57年度蚕業技術員免許試験を次のとおり実施する。

昭和58年 1 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 日 時 昭和58年 3 月18日（金）午前 9 時から
- 2 場 所 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 6 号
農林水産会館内，茨城県養蚕農業協同組合連合会会議室
- 3 試 験 の 科 目 養蚕学，蚕種学，桑樹栽培学，蚕体生理解剖学，蚕体病理学，蚕糸業関係法規，農業協同組合法規及び口述試験

正 誤

昭和57年12月 9 日付け茨城県報号外第257号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 7	茨城県告示第1664号	茨城県告示第1663号の 2
5	" 16	茨城県告示第1665号	茨城県告示第1663号の 3

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 ヲ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所